

「販路開拓コーディネート事業アドバイザリー業務」 委託事業者募集要領

1. 業務の概要

(1) 業務の名称

販路開拓コーディネート事業アドバイザリー業務

(2) 業務目的

当財団では、市内中小企業の販路開拓や新事業への展開、新商品開発力の強化を支援するため、当財団職員が計画策定から実行支援までの伴走型支援を行う「販路開拓コーディネート事業」を実施している。

一方、企業が販路開拓や新事業への展開を図るにあたっての課題は複合的に関連しており、優先的に取り組むべき事項を絞り込めていない企業もある。また、技術革新の進歩や消費動向の変化に対応するためには、個別課題に特化した支援だけでなく、複数の支援策の組み合わせや他社との協業なども含め、幅広い選択肢から最適な支援を提供する必要がある。

そこで本業務では、高いノウハウを持つアドバイザーが当財団職員をフォローし、企業成長に向けた課題の抽出から計画策定及び実行を支援することにより、実効性の高い伴走型支援の提供を実現することを目的とする。

(3) 業務内容

別途、業務委託仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

(5) 契約上限額

金6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当財団は契約金額以外の費用を負担しない。

2. 事業者選定スケジュール

令和5年7月3日 公募開始

令和5年7月14日 質問受付締切

令和5年7月21日 質問回答期限

令和5年7月31日 応募書類提出締切

令和5年8月上旬 業務委託事業者選定委員会の開催（予定）

令和5年8月上旬 選定結果の通知・公表（予定）

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

当財団の「委託契約約款」に基づき、当財団と受託者で委託契約を締結する。契約内容は当

財団と協議のうえ、本要領、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。(当財団は、受託事業者と協議のうえ、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。)

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結せず、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、当財団の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。ただし、当財団が必要と認める場合は、前金払（契約締結金額の3割を上限とする。）をすることができる。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当しないこと。また、共同企業体による受託も可とするが、その場合は代表者及び構成員が下記（1）から（9）に該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）18 条もしくは第 19 条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続き開始の申立てがなされているもの
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
- (5) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの
- (6) 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの
- (7) 当財団における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けているもの
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）に基づく暴力団等に該当するもの
- (9) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人若しくは禁固以上の刑に処されている者

5. 応募手続き等に関する事項

(1) 応募書類の提出

① 受付期間

令和 5 年 7 月 3 日から令和 5 年 7 月 31 日午後 5 時まで

② 提出書類

- ・提案申請書（様式 1）
- ・企画提案書（様式自由）

- ・見積書及びその内訳書（様式自由）
- ・企業、団体等の概要がわかる資料
- ・共同企業体結成届出書（様式2）
※共同企業体結成届出書は共同企業体での参加を希望する場合のみ提出すること。
- ・法人登記簿謄本（提出日から起算して3ヶ月以内に発行された正本）
- ・法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、区市町村税の各納税証明書（直近1年分、写しでも可）
- ・誓約書（様式3）

③ 提出部数

企画提案書6部、それ以外の書類は各1部

④ 提出場所 本要領9に定める担当部署

⑤ 提出方法 持参又は郵送とする。

（2）質問の受付

① 受付期間

令和5年7月3日から令和5年7月14日午後5時まで

② 提出方法

- ・質問票（様式4）に質問を記入し、担当部署宛に電子メールで提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。
- ・電子メールのタイトルは必ず「販路開拓コーディネート事業アドバイザリー業務に関する質問」とすること。

③ 回答方法

受け付けた質問については、令和5年7月21日までに、当財団ホームページ（<https://kobe-ipc.or.jp/archives/7266>）において回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。

④ その他当財団の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

6. 企画提案書・見積書の提出

（1）企画提案書の提出【6部及び電子データ(PDF)】

企画提案書には、下記の項目を必ず記載すること。なお、必須記載項目以外に追加して独自の提案を行うことは可能である。

用紙サイズはA4とし、様式は自由。記載内容は具体的かつ簡潔にまとめるとともに、目次及びページ番号を付すこと。

① 実施体制

- ・業務責任者、業務担当者（実際に販路開拓コーディネート事業アドバイザーとして従事する者）、業務実施体制について記載すること。
- ・業務実施体制に記載された業務責任者、業務担当者の経歴及び有する資格、過去に従事した過去5年以内の「同種又は類似業務」の実績を記載すること。

② 実施計画

- ・契約期間内の活動内容、活動スケジュール等について具体的に記載すること。
- ・企業支援と財団職員のフォローアップにかかる想定工数をそれぞれ記載すること。

③ 業務に関する提案等

- ・市内中小企業の販路開拓や新事業への展開、新商品開発力の強化にむけての基本的考え方について記載すること。
- ・企業支援のスキームおよび実施手法について記載すること。
- ・財団職員の育成に向けたフォローアップについて記載すること。

(2) 見積書及びその内訳書の提出【1部】

様式は自由であるが、用紙サイズはA4とすること。

7. 選定方法及び結果の通知等

(1) 選定方法

本企画提案の審査については、業務委託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて委託契約の相手方の候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

事業者選定委員会では、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションを実施し、評価項目ごとに採点する。最も高い評点を得た事業者を、最優秀提案者として候補者とする。

① 日時：令和5年8月上旬（予定）

② 場所：神戸市産業振興センター

③ 内容：企画提案書等（様式自由）によるプレゼンテーション及び質疑応答

（プレゼンテーション15分程度、質疑応答15分程度、計30分を予定）

※説明は業務責任者または業務担当者が行うこと。

※日時、場所、実施方法など詳細については、後日当財団から連絡する。

(2) 審査基準

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に行うものとする。評価項目の詳細は別添資料参照。

① 実施体制・実施計画の妥当性（45点）

② 提案内容等の妥当性・優位性（45点）

③ 地元企業に対する優先的取り扱い（5点）

・地元企業（本社所在地が神戸市内）の場合 5点

・準地元企業（支店等が市内にある）の場合 3点

をそれぞれ加点する。

④ 価格点（5点）

価格点は5点満点とし、以下の式により事務局が算出（小数点以下第1位は四捨五入）。

価格点（5点満点）＝ $5 \times (\text{最低見積価格} \div \text{見積価格})$

- ⑤ 評点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち、①実施体制・実施計画の妥当性と②提案内容等の妥当性・優位性の合計点が高い事業者を候補者とする。

（3）注意事項

- ① 評価点の合計が6割に達していない場合は、候補者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- ② 候補者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更の協議を含む。
- ③ 候補者が辞退又は本要領の規定に違反した事等により協議が調わないときは、事業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ・選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。
- ・他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ・事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（5）選定結果の通知・公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、当財団ホームページ（<https://kobe-ipc.or.jp/archives/7266>）で公表する。当財団ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

8. その他

- (1) 企画提案書の作成に要する一切の費用は、参加者の負担とする。また、応募書類の受付期間経過後の提出、差し替え等は認めない。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。ただし、神戸市産業振興財團情報公開要綱に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。
- (5) 応募書類の提出後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の応募は無効とする。

9. 担当部署・連絡先

公益財団法人 神戸市産業振興財團 ビジネス開発部

【所 在 地】神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター6階

【電話番号】078-360-3209

【E メール】business@kobe-ipc.or.jp

※持参による場合は、平日午前9時～正午、午後1時～午後5時

※持参による場合は、事前に連絡すること。

※郵送の場合は、送付記録が残る方法により期限までに提出場所に必着とすること。

業務委託 評価項目

審査項目	配点
1 実施主体・実施計画の妥当性	45
業務責任者や業務担当者(販路開拓コーディネート事業アドバイザー)が、 (1)事業課題の把握・整理 (2)事業課題解決のための出口戦略の方向性や具体的手法等の企画・提案 (3)提案内容の実現に向けた企業支援 を実施できる能力や実績を備えているか。	25
十分なサポートが期待できる業務の実施計画となっているか。	20
2 提案内容等の妥当性・優位性	45
市内中小企業の販路開拓や新事業への展開、新商品開発力の強化にむけての基本的な考え方は妥当か。	10
企業支援のスキームおよび実施手法は妥当か。	20
財団職員の育成に向けたフォローアップは妥当か。	10
独自の提案が優れているか。	5
3 地元企業に対する優先的取り扱い	5
神戸市内に本社を有するか	地元企業(本社所在地が神戸市内)の場合 5点 準地元企業(支店等が市内にある)の場合 3点
4 価格点	5
提案額の適正さ	価格点=5 点満点×(最低見積価格/事業者の提案価格) ※小数点第1位四捨五入
	100